



2017年5月19日

各 位

株 式 会 社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目1番1号
代表取締役社長 満岡 次郎
(コード番号 7013)
問合せ先 広報・IR部長 馬場 正
T E L 0 3 - 6 2 0 4 - 7 0 3 0

単元株式数の変更，株式併合および定款の一部変更
ならびに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は，本日開催された取締役会において，会社法第195条第1項の規定に基づき，単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに，2017年6月23日開催予定の第200回定時株主総会（以下，「本定時株主総会」という。）に，株式併合に関する議案を付議することといたしました。これに伴い，2017年5月9日に公表しました2018年3月期の配当予想を修正しました。これらの内容について，下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所は，2018年10月1日までにすべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株単位に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を進めております。当社は，この趣旨を踏まえ，単元株式数を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2017年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において，下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を100株に変更するにあた

り、変更後においても当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持するとともに、議決権数に変更が生じないことを目的として併合を行なうものです。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

2017年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さまが所有されている株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2017年3月31日現在）	1,546,799,542株
併合により減少する株式数	1,392,119,588株
併合後の発行済株式総数	154,679,954株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合により減少する株主数

2017年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株式数（構成比）	所有株式数（構成比）
総株主	85,722名（100.00%）	1,546,799,542株（100.00%）
10株未満	502名（0.58%）	1,202株（0.00%）
10株以上	85,220名（99.41%）	1,546,798,340株（99.99%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行なった場合、10株未満の株式のみご所有の株主さま502名（所有株式数1,202株）は、株主としての地位を失うこととなります。

(3) 株式併合後の発行可能株式総数

3億株（併合前33億株）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、2017年10月1日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2017年10月1日をもって、当社定款は次のとおり変更となります。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>33億株</u> とする。 第7条 略 (単元株式数) 第8条 当社会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。 第7条 略 (単元株式数) 第8条 当社会社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

4. 配当予想の修正

2017年5月9日に発表しました2018年3月期の配当予想に関して、併合の割合に応じて1株当たり期末配当額を10倍とする旨の修正を行なうものであります。配当予想の修正は、株式併合に伴い、1株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。

	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (2017年5月9日発表)	3.00円	3.00円	6.00円
今回予想	3.00円	30.00円	— (注)
当期実績	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (2017年3月期)	0.00円	0.00円	0.00円

(注) 2018年3月期第2四半期末の中間配当は株式併合前の株式を、同期末配当は株式併合後の株式をそれぞれ対象としており、2018年3月期配当金合計額は単純合算できませんので、表示しておりません。

5. 日程

取締役会決議日	2017年5月19日
定時株主総会開催日	2017年6月23日 (予定)
1,000株単位での売買最終日	2017年9月26日 (予定)
100株単位での売買開始日	2017年9月27日 (予定)
単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日	2017年10月1日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は2017年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2017年9月27日となります。

以上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主さまの株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,050株	1個	105株	1個	なし
例③	1,006株	1個	100株	1個	0.6株
例④	700株	なし	70株	なし	なし
例⑤	153株	なし	15株	なし	0.3株
例⑥	8株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例①に該当する株主さまは特段のお手続きはありません。
- ・例②, 例④, 例⑤の効力発生後の単元未満株式（例②は5株, 例④は70株, 例⑤は15株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取りおよび買増し」制度がご利用できます。
- ・例③, 例⑤, 例⑥の効力発生後の端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は2017年12月上旬ごろにお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主さま（例⑥）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 4. 今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまのご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同連絡先 〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

以上